

<翻 訳>

「デュ・ベレーの手紙」

田 中 聰 子

序

パリ国立図書館の古文書の中に埋もれていたジョアシャン・デュ・ベレーの自筆の手紙九通、そして一通の手紙の写しは、十六世紀研究家ピエール・ド・ノラックにより発見されまとめて刊行された¹。本稿はこれを邦訳したものである。発見されたジョアシャンの手紙はすべて、1559年の7月から12月にかけての短い期間に集中している。翌1560年1月1日に死ぬ詩人の生涯最後の六カ月である。彼の手紙は二つのグループに分類できる。ひとつは親友ジャン・ド・モレル²に宛てたもので六通あり、もうひとつは親族でもあり主人でもあるデュ・ベレー枢機卿に宛てたもので四通ある。ノラックは詩人と関わりの深い人々の手紙を「付録」として巻末に収録しているが、訳者はそのうち二通³を除き「関係者の手紙」として邦訳した。これはこの時期の詩人に直接関わるものとして重要な資料だからである。

モレル宛の手紙には主として当時の詩人の文学的作業が語られている

-
1. Joachim du Bellay, *Lettres*, publiées pour la première fois d'après les originaux par Pierre de Nolhac, Paris, 1883 (Slatkine reprints, Genève, 1974).
 2. Jean de Morel. ベリー公妃マルグリット（のちサヴォイア公妃）の庶係。のちにアングレームの私生児（メアリ・ステュアートと舅の仏王アンリ二世との子）の養育係。当時の文人の多くと親交があった。後妻アントアネットとともに自宅を詩人や文人の社交の場とした。
 3. このうち一通は大法官オリヴィエのラテン語の手紙であるが、これについては抄訳を詩人の枢機卿宛の手紙（1）の注に掲げた。もう一通は詩人のデヴューとなった1549年の『フランス語の擁護と顕揚』に関わるもので、いずれこの作品を論じる折に取り上げるつもりである。

が、枢機卿宛の手紙は、写しとして残されたものを除き、すべて業務上の通信である。その写しは、彼の手紙のうちで最も長く、そして文学史的に見て最も興味深いものでもあるのだが、彼の代表作『哀惜詩集』がきっかけとなって詩人が苦境に追い込まれた事情を明らかにするものである。あるいはむしろ自己弁明の書として詩人のパーソナリティーを示すものと言うべきか。その他の枢機卿宛の手紙は、詩人が死ぬ前の数カ月をどのような仕事に従事し苦慮したかを物語っている。名門デュ・ベレー家のうち没落した本家に生まれた詩人は、幼児期を孤児同然に過ごし、1547年に詩人としてデビューした後も権勢ある分家の最有力者デュ・ベレー枢機卿を頼っていた。枢機卿はフランスの外交使節として長くローマで暮らしていたが、詩人もまた1553年から1557年にかけてローマに滞在し枢機卿に仕えたのである。詩人の帰国にあたり、枢機卿は彼に重要な任務を与えた。故国にある枢機卿のさまざまな利権の監視である。デュ・ベレー枢機卿はその生涯を通じて、時には同時に、いくつもの司教職を手にしていった。バイヨンヌ、パリ、リモージュ、ボルドー、ル・マンの司教職である。ローマ滞在が長引くにつれて彼はそうした職を親族や友人に譲らねばならなかったが、その後も何らかの権利はおのが手に残しておいた。とりわけパリ司教区においては、最も重要な権利である聖職禄授与権を握っていた⁴。当時の言葉で *custodinos* と呼ばれる人々（事実上他人のものである司教区を行政・管理する高僧）がそうした司教職についていたわけである。詩人の任務はこの *custodinos* を補佐しあるいは監視することであった。とりわけパリ司教職を継いだ枢機卿の甥（ブルターニュ風に甥と言っているが実の甥ではない）ユスタッシュを補佐し監視することであった。当然パリ司教側との間に不和が生まれる。枢機卿の信頼をめぐる争いである。詩人の敵が詩人を中傷するために利用したのが『哀惜詩集』——ローマで生まれ、ローマのあれこれを風刺した作品——であった。

1559年。この年はフランスの歴史における一つの転換点でもある。この年イタリア戦争が終結した。十五世紀末に始まるイタリア戦争はフランスとスペイン・オーストリアとの勢力争いに教皇を始めとするイタリア諸国

4. 枢機卿宛の手紙（1）の注参照。

家の利害がからみイタリア半島を長期に渡って戦場化した。この戦争の前半(1494—1515)には、フランス王(シャルル八世, ルイ十二世, フランソア一世)はナポリ王国あるいはミラノをめぐるスペインと争った。イタリアの諸国家もまたその時々利害によってどちらかの側で戦った。後半(1515—1559)には、戦火はイタリアのみならずヨーロッパ各地に広がった。イギリスもこの戦争に参加した。この時期に詩人はローマにあって、ユリウス三世, マルケルス二世, パウルス四世と続く教皇の膝元で戦争の最後の局面を見たのである。スペインを憎むパウルス四世のさしがねで、フランス軍の一方の雄ギューーズ公は軍と共にイタリアに下り、一方モンモランシー大元師は北方で敵に当たった。北方での戦いがフランスの敗北(1557年のサン・クワンタン)の敗北)に終わると、ギューーズ公は呼びもどされ、スペインの同盟国イギリスからカレーを奪回した(1558)。しかし長期に渡る戦争で敵味方ともすでに疲れ果てていた。1559年、カトー＝カンブレジス条約によってついにイタリア戦争は終結する。これ以後フランスはイタリアへの野望を完全に放棄し、外国との争いから内戦へと向かう。血なまぐさい宗教戦争へ。この年ひとつの時代が終わり、ほぼこれと時を同じくして教皇パウルス四世, フランス王アンリ二世という主役のうちの二人もこの世を去っている。そしてまもなく詩人自身も、デュ・ベレー枢機卿も。

枢機卿宛の手紙には空位参事会員職を誰に授与すべきかという問題がしばしば取り上げられている。ここで参事会とはいかなるものであるのかを考えてみたいと思う⁵。参事会は司教座聖堂参事会と参事会(管理)聖堂参事会とに類別される。一般的に言って前者は古くから存在し後者はこれを模して後から形成されたものである。司教座聖堂は司教座の置かれた都市の中心的な教会であって、例えばパリのノートル・ダム聖堂がそれである。この教会を管理するのが司教を補佐する参事会である。参事会聖堂は

5. 主として次の書物に依拠した。Achille Luchaire, *Manuel des Institutions Françaises, période des Capétiens directs*, Genève Mégaritot Reprints, 1979. アシル・リュシェール著・福本直之訳『フランス中世の社会』(東京書籍)。R. Doucet, *Les Institutions de la France au XVI siècle*, t. II, Paris, Editions A. et J. Picard et Cie, 1948.

司教区内のより小さい教会であってこれを管理する参事会は原則として司教座聖堂参事会あるいは司教に依存した。参事会は靈的機能と世俗財産の管理を司教と共有する団体である。始めは教会財産および収益は共有物であったが、十一世紀始めまでには司教の収入と参事会の収入との分離が既成事実となっていた。司教は封建領主として固有の領土を持ち、代官や収税官など種々の役人によってその領土を管理運営した。参事会もまた集団として一個の封建領主である。その成員は原則として一個のプレバンド(参事会員職禄)を受けていた。ただし一人で二個のプレバンドを持つ者(長老がそれである)もいる反面半分しか持たぬ者もいた。参事会員の収入はこのプレバンドからの収益(固定給)のほか、祝祭日のたびに、あるいは聖務を行うたびに、現金および現物による「分配」があった。後には殆ど現金になったこの財源は信者の寄進や遺贈であった。参事会が聖務を行うのは教会の内陣であってここは参事会員にのみ立ち入りが許されていた。

参事会の組織は次の通りである。第一の地位は長老(doyen)と呼ばれ、参事会の宗教的業務や参事会会議を主宰した。内陣右端が彼の席である。彼はまた参事会員の裁判官であると共に靈的指導者であった。第二の地位は聖歌隊長(chantre)であって、聖歌合唱という本来の仕事のほか警察業務を担当した。彼の席は内陣左端であり、シンボルとして棍棒を持った。ほかに視学(écolâtre)あるいは尚書(chancelier)と呼ばれる役職があった。これは参事会印を保管し、参事会の発行する全ての文書に捺印するほか、聖堂付属学校および教区諸学校の監督を任務とした。また財務係(trésorier)は参事会の会計担当者として収支を監視し、「分配」や下位聖職者の給与支給を行った。参事会は司教により任命された。長老は司教に対し臣従の誓いを立て、参事会は長老に対し誓いを立てたが、まずその前に長老は、参事会を害するいかなる任務も引き受けぬこと、参事会の承認なしに会員のプレバンドを取り上げたりしないことなどを参事会に対して誓わねばならなかった。もともと参事会は修道院の共同生活をモデルとして形成されたのであるが、早くから世俗化していた。会員は囲い地(cloître)と呼ばれる特別の居住地に家屋を私有した。またプレバンドの内にはいくつかの教区教会が含まれており、ここの聖職者の聖職禄は当のプレバ

ンドの所有者が授与した。参事会員は原則として定住を義務づけられており、収益の全額を受け取る在勤参事会員のほかに、一部を受ける不在参事会員もいた。不在期間やその正当な理由についても規定があったが、さまざまな抜け道があったことも想像に難くない。

詩人の手紙には国王の特権であるレガール権についての言及がある。この権利が成立する理論的背景をここで簡単に見ておこう。もともと教会法によれば、司教はこの職に付随する領地や収益の単なる用益権者にすぎず、これは本来教会に属するものであった。それゆえ司教は遺言によって財産や権益を処分することを禁じられていた。この法を盾にとって、王権論者は次のように主張した。教会の財産はフランス国王の寛大な寄進によって成り立ったものである。従って国王こそ司教財産の潜在的所有者であり、司教の死や退職によってその職位が空位となった時には、国王は本来の所有者に戻り、新司教すなわち新たな用益権者が任命されるまでの間この職禄を享受することができるばかりか、これを自由に処分することさえできる、というのである。物故聖職者財産の教会帰属権 (droit de dépouilles) は十一世紀の公会議で決議されたもので、世俗領主が聖職者の財産を取り上げるのに利用されたりしたが、後にはこの教会法規則のあまりに厳しい適用を和らげる措置が取られた。特に司教については世俗領主による略奪行為は廃止されていったが、レガール権は長く存続し、国王が教会から従順をかちとる手段として利用された。

手紙の配列については、モレル宛のものと枢機卿宛のものに分けた上で、自筆と写しとの区別なく時間的順序に(日付の無いものについては内容およびそれを含む資料群の他の手紙との関連から推測された順序に)従った。その後上述の通り「関係者の手紙」を時間的順序に従って配した。小見出しとして手紙の日付または推測される時期を掲げた。

デュ・ベレーの手紙

I ジャン・ド・モレル宛の手紙

(1) 1559年8月下旬または9月¹

拝啓

近頃では本当に聾になったことを自覚しています²。というのも、こんなにも長い間一言のお便りも聞くことができないのですから。もしやこれは良き便りならぬ一大事ではという不安に駆られておりますので、この苦痛から私を救い出してくださるよう、そして貴殿およびモレル夫人³がつつがなくお過ごしかどうかをお知らせくださいますようお願い申し上げます次第です。多分今頃は、お二人は我らのカミーユ⁴と共に田舎の家をひきあげ、もう一つの小さな家⁵に戻って来られるところだと思います。残念ながら今の健康状態では、お宅に伺ってお目に掛かるということもできません。それができれば一番簡単なのですが。でもどうかサヴォイア公妃殿下⁶のこと

1. 自筆。この手紙には日付がないが、教皇の死のニュースに言及されている。同じく言及のある王妹マルグリットの結婚は1559年7月9日であり、同年8月18日に教皇パウルス四世が死去しているところから、この手紙はそれより後で、しかも教皇死去のニュースがまだ耳新しい頃と考えられる。
2. ここでジョアシャンは比喩として聾の状態に触れているが、実際に彼は耳疾に悩んでいた。このことはパリ司教の手紙にも明らかである。「関係者の手紙」(6)参照。
3. Antoinette de Loynes. モレルとは再婚である。彼女自身も教養ある女性で、ジョアシャン追悼の詩を書いた。
4. Camille. モレルの長女。
5. モレルのパリの家は、1563年のモレル宛の一通の手紙に記載された住所から、パヴェー通りのサン・タンドレ・デザルク教会の近くにあったとノラックは推定している。田舎の家の方はつきとめられていない。
6. Marguerite de France (1523—1574). フランソア一世の娘、アンリ二世の妹。ベリー公妃。兄アンリによるイタリア戦争終結のための政策の一つとして、1559年7月9日サヴォイア(サヴォア)公エマヌエーレ・フィリベルトと結婚した。プレイアード派詩人たちの保護者として知られるこの王女にジョアシャ

を一言なりともお知らせください。私は、フォルジェ殿⁷が宮廷から戻られるかどうか知らされるまで、妃殿下にお願い申し上げている手紙の控えを貴殿にお送りするのは延ばすことにいたしました。故教皇聖下⁸の御逝去に関するいくつかの新事実をローマから入手しております。教皇は確かに終わりです。それについてはお目に掛かった折にお知らせいたしましょう。イザコレニテ⁹。

忠実なる心の友

J. デュベレー

ンは最大級の賛辞を捧げ、その保護をあてにしていたようである。夫の領地サヴォイアで暮らすためこの王女がフランスを去ることになったのは詩人にとって痛手であった。モレル宛の一番目の手紙参照。ノラックの注によれば、この頃はまだ王女の一行はブロア（パリ南西 72 キロ、ロアール川沿いの町）の城に滞在していたと思われる。

7. Forget. 上記マルグリットの秘書。ジョアシャンは『哀惜詩集』のソネ 185 でこの人物に呼びかけつつマルグリットを讃えている。
8. パウルス四世 (1476-1559)。(在位 1555-1559)。カラーファ家出身。テアティーノ修道会創始者。『哀惜詩集』中、とりわけソネ 110 からソネ 116 にかけてはこの教皇とその治世に対する風刺になっている。好戦的な人物で、スペインを憎み、これを撃つためにフランスを利用しようとしたが、戦況不利とみると約束を破り、フランス側の怒りを買った。枢機卿宛の詩人の手紙にも「テアティーノ会修道士」として言及されている。
9. ラテン語およびイタリア語の部分を訳すに際してはカタカナ表記とした。ここはイタリア語。

(2) 1559年10月3日¹

拝啓

私は（御存知の通り）体調がすぐれず、そのため故国王陛下²（御魂を神が受け入れたまわんことを）のご崩御以来サヴォイア公妃殿下の御許³に参上することが叶いませんでしたので、せめてその埋め合わせに、また公妃殿下に常に快く思い出していただけるように、私から公妃殿下にさしあげられるものとしては、ここに同封するもの⁴以上の物はあるまいと思うのです。どうか私からとおことづけください。これは亡き兄君陛下を偲び、我

1. 写し。日付あり。

2. Henri II (1519-1559). (在位 1547-1559)。フランソア一世の子で、即位と共に父王からハプスブルクのカール五世との争いを引き継いだ。治世の始めからモンモランシー大元師の影響下に進んで入ったが、この強欲で高圧的な大元師は軍人としては無能で、1557年のサン・カンタンの敗北が示すように、フランスに多大の軍事的不利益をもたらした。後には、ギュイーズ一門が次第に支配力を強めた。また家庭面では、アンリは愛妾ディアヌ・ド・ポアティエの影響下にあった。1533年、当時王太子だったアンリはメディチ家の娘カトリーヌを妻に迎えている。しかし王妃カトリーヌ・ド・メディシスの存在は王の在世中はディアヌの陰にかくれていた。宿敵カール五世は1556年スペイン王位を息子フェリーペに譲る。フェリーペ二世はイギリスのメアリ・テューダーと結婚しフランスと対決。モンモランシー率いるフランス軍が破れた後、アンリはイタリアからギュイーズ公を呼び戻し、翌1558年公はイギリスからカレーを奪回して名を挙げた。この間メアリが死ぬ。1559年にはカトー・コンブレジス条約が成ってここにイタリア戦争は終結する。アンリはイタリア支配の夢を断念し、サヴォイアもスペイン側の司令官エマヌエーレの手に渡ることとなった。ノストラダムスの予言と結びついて有名なアンリ二世の死は、1559年7月10日、妹マルグリットとエマヌエーレとの結婚および娘エリザベートとフェリーペ二世との結婚（共に7月9日）を祝して催された馬上槍試合での出来事である。

3. この時点ではマルグリットはまだブローアに滞在していた。

4. これは1559年フェデリック・モレルにより刊行されたアンリ二世追悼のラテン詩で、タイトルは次の通りである。*Tumulus Henrici II ... per Joach. Bellaium. Idem galicae totidem versibus expressum per eundem ... Parisiis, apud Federicum Morellum, 1559.*

等が生業の鉄の具⁵をもってうち建てたラテン語による墓碑であります。この鉄の具をもっと優れた人の手が扱った場合に比べれば、素材も技巧も劣るかもしれませんが、少なくとも敬慕と献身の度合いだけは、卓越せるマウソロスの王陵にも、誇り高きエジプトのピラミッドにも決して劣るものではありません。その気になればもう少し詩の彩と新味ある着想によって華やかに飾ることもできたでしょうし、また貴殿もそうする余地がこの作品にはあるとお考えでしょう。しかしながら、主題の尊厳なることを思うと、また作品に一層の崇高さと永続性を与えようと考え、やはりドーリア風の作品の方が、つまり重厚でがっしりとしたものの方が、素材は貧弱で技巧を凝らし、建築学上の創意工夫をちりばめたコリント風のものよりも適していると思われたのです。そのようなものとしてこれがもしも公妃殿下のみ心にかなうなら、私の苦労も十分に報われたと感じることでしょう。御存知のとおり、余人にまして私は、公妃殿下の喜んでくださることのみを求め、それ以外の何物も研鑽の目的としたことはないのですから。私は己の功績によるよりもむしろわが公妃殿下のお引立てにより、故国王陛下から金銭や出世の報酬をいただけようとの期待を抱いておりました(その見込みが全く無いわけではなかったのです)。ところが、だれもが等しく味わったあの喪失の哀しみを、この私もまた共に味わうことが神のおぼしめしだったのです。実に痛ましい陛下のご最後というこの災厄により、運命は他の人同様私からもあらゆる希望を一挙に奪い去ってしまいました。この災厄は、わが公妃殿下のご出立、すなわちご夫君のお国許へのご出立とあいまって、私を動転させ、完全にうちのめしてしまいました。この上はもう二度と運命を試してみようという気にはなれません。イカナル宿世ニヤ⁶、これまで運命は常に私にかくもつれない継母だったのですから。しかしながら、「サラバ希望ヨ幸運ヨ」⁷、この勇敢なる銘句を慰めの全てとして、イカナル人ヲモ奪ワバ奪エ⁸です。かくも善良なる国王陛下の恩顧を失った上、良き文芸の父であり創始者であられた国王フランソア⁹亡き後、この道のまたこれを天職とする全ての人々の唯一の支柱にして避難所

5. 詩人の道具ペン。

6, 7, 8. ラテン語。

9. François I^{er} (1494-1547). (在位 1515-1547)。シャルル・ダングレームと

であられたあのような姫君にまで遠くひき離されてしまったというのに、なおまだ良きものを作ろうと心を砕き得るほど強い人がいるものでしょうか。もうこれ以上この話題を涙なしに続けることはできません。私が申しますのは、私の流し得る限り最も真摯なる涙のことです。私がひどく感情に流されておりましてどうかお許してください。この気持ちは貴殿も同じはず（そう確信しております）ですし、また我々のようにあの善良にして徳高き姫君を敬い慕う全ての人々も同じはずですから。私はといえば、(友ナレバカク言ウヲ許サレヨ)¹⁰ これまでは私は恵まれぬ貴族として耐え得る限りは運命の不当な仕打ちに耐え、たとえ財産も友も健康もまたこの世で最も我々が大切にすることを全て失おうとも耐えて来ましたが、この度の故陛下のご崩御と、わが一切の希望の杖とも柱とも頼む公妃殿下の目前に迫ったご出立ほど、大きな苦痛を私に与えたものではありませんでした。せめて部屋を出ることさえ叶わぬこのいまいましい耳疾が別の時期に起こってくれたなら、そして公妃殿下の御手に接吻しに参上する道を閉ざしてしまうことがなかったなら、これほどわが運命を呪うこともなかったでしょうに。どうか私に代わってこの義務を果たしてくださるよう。とは言いましても、たとえこの身は、公妃殿下の御旅に最後までまたは途中まで

ルイーズ・ド・サヴォアとの子、ヴァロア公。従兄弟のフランス王ルイ十二世の娘クロード・ド・フランスと結婚し、フランソア一世として即位すると共に先王ルイのイタリア政策を継承する。神聖ローマ帝国皇帝の位をスペインのカルロス一世と争って敗北。カルロスは皇帝カール五世となる。フランソアの治世はこの宿敵カールとの争いに終始した。1525年にはパヴィーアにおいて破れ、カールの捕虜となる。1526年のマドリード条約は屈辱的なものであった。時の教皇クレメンス七世と同盟を結び、再度カールに挑戦するが、1529年のカンブレ条約はまたも彼のイタリアへの野望を挫いた。すでにやもめであった彼は1530年にフェリーペ一世の娘と結婚する一方で、ハプスブルク家に対抗するドイツ・プロテスタント諸国の連合に手を貸し、さらにはハプスブルクの領土を背後から脅かす強大なオスマン・トルコのスレイマン大帝と同盟を結んだ。しかし1544年のクレピーの和により、「フランソアの」イタリア戦争は終わりを告げた。彼は学芸の保護者として知られ、フランス・ルネサンスの父と呼ばれる。

10. ラテン語。

でもつき従って行かれる他の方々¹¹と行を共にすることは叶わぬとしても、公妃殿下の御健康・御繁栄を願う祈りと、また謹んで殿下に捧げる敬慕の念とを以てお後についてゆくつもりです。公妃殿下に私が当然捧げるべき奉仕の心と、またご不在をいついつまでも惜しみ悲しむ心とを添えて。私に残された慰めは、一点の曇りも無い良心と、神および人々に対する至純なる真心であり、選択の結果というよりは必要に迫られた結果私が踏み入ったこの道で、わが公妃殿下の御目にかなうという喜びを得たこと、この時代の見た最も賢明にして有徳なる、人間性豊かな姫君に喜んでいただけることをこの私が成しえたという満足感、あるいは（こう言ってよければ）誇りなのです。これについてはもうこれ以上長々と書いて貴殿を悩ませぬよう、このあたりでペンを置くことにいたします。もっとも貴殿にしてもこの話題は他の話題同様に快いものであることを確信してはおりますが。今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。末長く幸多い御生涯をつつがなくお過ごしになりますよう。

ノートル・ダム僧院内の御尊宅にて、1559年10月3日

忠実なる弟にして心からの友なる

J. デュベレー

(裏面に) ド・モレル大兄に

故ゴノール領主ジョアシャン・デュベレーがサヴォイア公妃殿下
ご出立に際し余に送りし書状の写し¹²

-
11. 公妃を送っていく一行中の主な人物としては、ミシェル・ド・ロピタル—Michel de l' Hôpital (1505 ou 1506–1573) がいる。『哀惜詩集』のソネ 167 はド・ロピタルに捧げられ、無知と悪徳の敵として彼を讃えている。この手紙の時期ド・ロピタルはマルグリットの大執事を勤めていたが、翌 1560 年に大法官となる。彼は新教徒に理解ある人物として宗教的対立の緩和に努め、異端審問所の導入にも反対するが、旧教側のギュイーズ公に憎まれ 1568 年に宮廷を追われる。1572 年の聖バルテルミーの大虐殺の翌年死去。
12. この部分はモレルの手による書込である。これから、ジョアシャンが兄の死後ゴノール領主の称号を得ていたことが知られるが、詩人の親族パリ司教たちは彼をリレ領主としか呼んでいない。

(3) 1559年10月または11月¹

拝啓

お手紙拝見いたしました。ド・ラ・ヴィーニュ²殿が亡くなられたこと誠に残念でなりません。彼その人を失うに加え、私の名づけ子³がかの地で味わった哀しみを思うと、重ね重ね痛恨に耐えません。名づけ子はさぞや悲嘆にくれていることでしょう。かの殿の使用人たちには何らかのお手当てが考慮されているものと思います。それにまた、私の名づけ子と同様の立場で故人に仕えていた人々に対しても。

仰せのように、最初にそれを知らせてくれた人はまちがいなく最高額の取り分を要求したことでしょう。しかしながら、もしもド・ラ・ヴィーニュの僧院を公妃殿下にお渡ししなかったなら、妃殿下に対し不当な仕打ちとなると思います。生前彼があれだけの者になれたのもひとえに妃殿下のお蔭ですし、この僧院を彼が手に入れられるよう取りはからってくださったのも妃殿下なのですから。トゥーロン⁴殿はこの点を見過ごされるこ

-
1. 自筆。この手紙の時期はド・ラ・ヴィーニュ（次注）の死んだ1559年10月または11月である。
 2. Jean de la Vigne. アンリ二世の国務評定官、またトルコ大使を勤めた。1557年から1559年にかけてコンスタンティノープルに滞在したが、1559年10月または11月フランスに帰国している時に死んだ。この人物は大使在任中、中傷に会い、マルグリットの庇護を受けたことがある。これに感謝して彼はマルグリットを遺産相続人に指定していた。(*Lettres de Margueritte de France, publiées en 1881, par M. Tamizey de Larroque, dans la Revue historique*)
 3. この名付け子は、ノラックの推測によると、モレルの妻アントアネットが最初の結婚で設けたジョアシャン・ダリエ (Joachim Dallier) である。このモレルの継子は上記ド・ラ・ヴィーニュの許で秘書を勤めた。彼はまたトゥーロン司教（次注）の保護を受け、マルグリットに仕えることとなり、公妃に供奉する旅の一行の内にいた。
 4. トゥーロン司教ジェローム・ド・ラ・ロヴェールあるいはジェロニモ・デ・ラ・ローヴェレ (Jérôme de la Rovère)。ピエモンテに生まれフランスで成長した。後にトリノ大司教を経て枢機卿になる。マルグリットの忠臣であり、ジョアシャンともモレルとも親しかった。

とはよもやあるまいと思いますが、貴殿が手紙でこれに触れて、殿のためになすことはすなわち殿の友人たちのためでもあること、また機会としてもなかなか悪くないということをお伝えくださるなら、私としても生涯御恩は忘れません。イズレニセヨ⁵、あれを他の者の所有に帰せしめようとするのは狂気の沙汰であることはすでに申し上げた通りです。私はノストラダムス⁶の予言を読みましたが、カコー殿も私も貴殿がこれを読んでお笑いになるのに手を貸すなどという過ちは犯しますまい。でもその代わりとして、昨日ある人がくれた二行詩をお目にかけてみましょう。かの予言の解説として適当なものと思われまますので。

我等ハ言葉ヲ与ウル時我等ノ物ヲ与ウルナリ。虚言ハ我等ノ物ナレバ。
マタ我等ハ言葉ヲ与ウル時、我等ノ物ノホカ何物ヲモ与エザルナリ。⁷

貴殿はすでに何度か彼に会っておられるのでしょうか、それはわかりませんが、彼は礼儀正しい人だと私には思われます。

我々の仕事⁸についてですが、その大半はすでに翻訳、というか「叛訳」⁹

5. ラテン語。

6. Nostradamus, Michel de Nostre-Dame (1503–1566). フランスの占星術師、医師。彼の予言集は1555年に刊行された。(Les Vrayes Centuries et Prophéties de maistre Michel Nostradamus)

7. 原文は次の通りである。

Nostra damus, cum verba damus, nam fallere nostrum est,
Et cum verba damus, nil nisi nostra damus.

この詩の作者については、ジョデル、ベーズの名が挙がっていたが、ノラックはシャルル・ユタノーヴの作品中に、わずかな語句の違いはあるものの、この詩が存在することを指摘している。(Charles Utenhove, les *Allusiones*)

8. ここで言及されているのは、ジョアシャンがラテン語からフランス語に訳したミシェル・ド・ロピタルの詩作品で、即位直後のフランソア二世に捧げる詩と謳ってある。アンリ二世を継いでこの新王が即位したのは1559年9月18日のことだった。この手紙と、また同じくこの翻訳作業に触れた次の手紙はこの時期より前ではありえない。タイトルは次の通りである。*Discours au Roi . . . escript premièrement en vers latins et présenté au roy Francois II peu après son sacre par Messire Michel de l'Hospital, . . . , et depuis mis en vers françoys par J. du Bellay.*

してあります。ただし十二音綴詩句によってです。これほど重い内容に対しては、それ以外の詩句では不足と思われましたので。¹⁰ おかげで際限も無く迂言法に訴えることになってしまいました。どうやら原著者の素朴さからひどくかけはなれてしまったようです。無論できる限りその持ち味を生かそうと努めはいたしましたが。お読みになって御自身で御判断ください。御機嫌よろしゅう。

忠実なる心からの友

J. デュベレー

9. ジョアシャンはかつて『フランス語の擁護と顕揚』の中で、詩の翻訳の不可能であることを説いて、翻訳者 traducteur というよりむしろ裏切り者 trahisseur であるという言い方をしている。(La Défense et Illustration de la Langue Française, livre I, chap. VI) この部分は〈J' ay trahy〉という原文に対する苦しい訳語である。

10. ジョアシャンはロンサールと共に荘重な主題には十音綴詩句よりも十二音綴詩句の方がふさわしいと考えていた。

(4) 1559年10月または11月¹

オラスが出発してから気付いたのですが、ド・ロピタルの書簡の翻訳²の写しをロレーヌ枢機卿³にお送りした方がよいと、いやそれどころかほとんど必要であるとさえ思います。軽ンゼラレシトノ咎メヲ受ケザランタメニ。⁴王母陛下⁵宛の巻頭書簡を付け加える必要はありますまい。ド・ロピタル殿のエピグラム⁶だけで十分でしょう。このラテン語詩は枢機卿貌下⁷に捧げられておりますから。この翻訳ですが、貴殿がサヴォイア公妃殿下のために製本させたものしか手元にありませんので、これを同じ便で枢機卿貌下にお送りするのがよさそうです。公妃殿下には同じものをもう一部書かせて製本させるつもりです。というのも、宮廷におられないために、枢機卿貌下にもまして妃殿下の御目にふれるのが遅くなる恐れがありますので。現国王妃陛下⁷については上記書簡に十分な言及があります。また王母

-
1. 自筆。これも前の手紙と同じくド・ロピタルの詩の翻訳について語っており、ほぼ同じ時期のものと思われる。この翻訳の初版が刊行されるのは詩人の死後、1566年のことになるが、この手紙は詩人がすでに手写本の形でこれを有力な庇護者に配っていたことを示している。
 2. 前の手紙参照。
 3. Charles de Guise (1524–1574). ギューイズ公フランソアの弟で、1547年に枢機卿となった。ド・ロピタルのこの作品にはロレーヌ枢機卿に宛てたド・ロピタルによるエピグラムが付せられていて、これもジョアシャンが訳している。
 4. ラテン語。
 5. Catherine de Médicis (1519–1589). ロレンツォ (二世) ・デ・メディチの娘、アンリ二世の妃。またフランソア二世、シャルル九世、アンリ三世と続くヴァロア朝の王の母。シャルル九世 (在位 1560–1574) の摂政。ここに述べられている王母宛の巻頭書簡は残っていない。
 6. エピグラムという語がフランス語に定着したのは十六世紀である。ラテン語の epigramma に発するこの語は韻文の小作品を意味した。すでにローマ時代に風刺的作品を指す用法があったが、フランス語において専らこの意味に限定されるようになるのは十七世紀である。(ブロッホ, ヴァルトブルグ『フランス語・語源辞典』)
 7. Marie Stuart (1542–1587). スコットランド女王 (1567年まで)。王太子フランソアの妃としてフランスで養育され、1559年から翌1560年までフランス王

陛下への書簡でお二人には十分だろうと思います。ではこれにて。

貴殿の忠実なる弟、臣下そして友人なる

J. デュベレー

(裏面に) 余の分としてもう一部筆写・製本させるとの約束。⁸

妃。彼女の母はマリー・ド・ギュイーズで、従って彼女はギュイーズ公、ローレーヌ枢機卿兄弟の姪にあたる。夫フランソア二世の死後スコットランドに帰り、統治するが、新教徒との不和からイギリスに亡命。従姉妹にあたるエリザベス一世暗殺の陰謀に加わった罪で処刑される。一時期アンリ二世の寵を受け、一子を設ける(いわゆるアングレームの私生児)。

8. モレルによる書き込み。

(5) 1559年10月から12月の頃¹

拝啓

今のところ体調も悪く、またローマの方に急な用件もありまして、御尊宅に伺うことを得ませんが、もしもお暇とその御意志がありましたら、どうか拙宅までお越しくくださるよう不躰ながらお願いいたします。私にとっては重大な事柄につきいささかお話しいたしたいことがありますので。一身上のこまごましたことまで、何事によらず常々貴殿を頼りにいたしておりますことは御存知の通りです。聖ナル避難所ニ駆ケ込ムガ如クニ²です。多忙ナルガ故コレノミニテ。ワガ厚顔ナルヲ許シ給エ。御身ノ健ヤカナランコトヲ。³

貴殿の忠実なる弟、臣下そして友人なる

J. デュベレー

1. 自筆。この手紙には日付がなく、また決め手となる具体的な事実への言及もないが、日付のある他の手紙群の中に置かれていた事実から、ノラックはこれを1559年も最後の数カ月に位置づけている。

2, 3. ラテン語。

(6) 1559年12月末頃¹

拝啓

トゥーロン殿²宛の手紙を同封いたします。ドリュ殿³がまだ御出立になっておられなかったらこれをこの殿におことづけください。もしもすでに御出立なさったのであれば私までご返送くださるようお願いいたします。ただしドリュ殿以外の方を通じてほかに至急便をお送りになるついでがありましたら、この手紙も一緒をお願いいたします。今後とも変わらぬご厚情を賜りたく心よりお願い申し上げます。

貴殿の愚弟、しもべ、そして心からの友人なる

J. デュベレー

-
1. 自筆。これも日付がないが、文面からドリュ（注3）の出立前後に書かれたことがわかる。それはおそらく1559年もまもなく終わろうという頃である。明け一月に死ぬ詩人の最後の手紙か。
 2. 前出のトゥーロン司教ジェローム・ド・ラ・ロヴェール。彼はマルグリットに従ってサヴォイアに向かう途中である。
 3. Jean Dolu. フランソア二世の侍従。トルコ大使ラ・ヴィーニュの本国召還と死去の後コンスタンティノープル駐在公使に任命され、1560年1月にフランスを立つ。これに先立ち、ブロアの城に滞在中のフランソア二世から最後の指示を仰ぐため、パリを離れようとしていた。

II デュ・ベレー枢機卿宛の手紙

(1) 1559年7月末日¹

拝啓

ただいま私をこちらに引き止めております体の不調と身内の問題とが許しさえすれば、すぐにも参上して貌下²の御前でこの身の疑いを晴らすことができますものを。と申しますのも、先日トゥーロン殿より渡されました貌下の御書状によれば、私を中傷した者があるとのことをございますから。そうすればこのように長々しい手紙をさしあげて御目を汚す仕儀には到りませんものを。どうか私のいささかの奉仕に免じて、また何人によらず弁明する者にお耳をお貸しくくださるべき（と存じます）お立場をご配慮いただき、まげてこの不躰をお許しくくださいますようお願い申し上げます。

この度のことで一番私が恐れておりますのは、私に対する貌下の御判断、何者かのせいで貌下が私についてお抱きになるやもしれぬ印象のために、私にとりましてあらゆる道が閉ざされてしまうのではないかというこ

1. 写し。日付あり。

2. Jean du Bellay (1492-1560). 枢機卿。ローマにあってフランスの外交使節を勤めた。時としていくつもの司教職を兼務した（パリ、バイヨンヌ、リモージュ、ポルドー、ル・マン）。ローマ滞在が長引くにつれて、これらを親族その他に譲る必要が生じたがその後もその職に付随する重要な権利は保持した。特にパリ司教区においては、最も重要な権利である聖職禄授与権を握っていた。1533年にパリ司教に任命され、誓言を行うため聖庁に赴いたおりに、すでにこの司教区の全ての聖職を直接授与する権利、そして何人ともこれを共有しない権利を獲得していた。詩人ジョアシャンもその一員であるデュ・ベレー一門のうちこの枢機卿の一族が有力であった。枢機卿は四人兄弟の一人である。すなわちランジェー領主ギヨーム（1491-1543）、枢機卿ジャン、ル・マン司教で1546年に死んだルネ、そして1559年死去したばかりの歴史家マルタン。一方詩人は没落貴族である。早くに両親を亡くし、兄ルネの保護下におかれたが、ほとんど孤児同然に放置されたらしい。詩人が頼るべき親戚は枢機卿であった。1553年から1557年まで彼はローマで枢機卿に仕え、その後枢機卿の命を受けて本国における枢機卿の利益を監視するため帰国したのである。

とでございます。とは申しましても、常日頃から拝し慣れております貌下の御情愛、そして生来備えておられる善良なるお人柄から考えましても、よもや「申シ開キヲ聞クコトナク」³先入見から私を断罪なさりはしまいと信じてはおりますが。さらにまた、これは貌下の誉れであるとともに貌下の敵の恥ともなることですが、かつて中傷の矢を御みずから幾たびもお受けになられたばかりか、今なおそれを日々味わっておられるだけに、一層安心いたしております。さて肝心の件ですが、ひとまず一切のご意見ご感情は別といたしまして、ご書面に示されている貌下のお怒りに、はたして私が値いたしますものかどうかご判断いただくために、これから申し上げることを、司教、ご苦痛ではございましょうが、まげてお聞きくださいますようお願い申し上げます。その中にもしも一言なりと偽りがございましたなら、あるいは真実のごく些細な一点でも私が手を加え歪めるようなことがございましたなら、御書状の中で貌下がお述べになられた通りの者であるとの、否それ以上の悪人であるとの謗りを甘んじてお受けいたしましょう（それほどの悪人が想像できますものなら）。

貌下、是非ともご理解いただきたいのですが、私がローマで貌下にお仕えしておりました頃、しばしばラテン語やフランス語の詩を書きましたのは、そのことに楽しみを見出したというよりは、貌下も御存知の通りのあのような仕事によって疲れた精神を癒すためでございました⁴。私の作品を読んでもらえば、それは容易におわかりいただけることでございます。当時私はそれを出版するつもりもなく、親しく交わっておりました館の人々にだけ見せて満足しておりました。ところがその頃私の身近におりましたブルトン⁵なる作家が、わたしの作品を密かに写しとり、これを当時ローマに滞在していたフランスの貴族の何人かに売ってしまったのです。

3. ラテン語。

4. 気晴らしのための詩作というのは、『哀惜詩集』の中で詩人が繰り返し語っているところである。

5. このブルトンあるいはル・ブルトンなる人物は、デュ・ベレー枢機卿の秘書、後にロレーヌ枢機卿の秘書を勤めた Le Breton (1506-1574) であると思われる。後の手紙にも枢機卿と対立する側の立てた参事会員候補者として出てくる。『哀惜詩集』のソネ58はこの人物を揶揄したものである。

それを私に知らせてくださったのはサン・フェルム殿⁶御自身でございました。さてフランスに戻ってみますと、驚いたことに、リヨンでもパリでもその写しからの印刷物が無数に出回っておりまして、直ちに何人かの業者を訴えましたところ、この業者どもは罰金および賠償金の支払いを申し渡された次第でございます。このことはこの者たちに下された判決文によって証明できます。かようなわけで、すでに手遅れとあいなり、至る所に出回っているおびただしい出版物を回収する術もございませんでした。それに加えて故国王陛下⁷(御魂に平安あれ)がその大部分をお読みになられ、これをまとめて一卷の詩集⁸とするよう、御みずから私にお命じになったのです。そこで私は格別手直しすることもなく印刷業者に原稿を渡しました。よもやその中のどれかが人を傷つけるかもしれぬとは考えもいたしませんでしたし、また当時は貌下の御用を勤めて奔走しておりましたので、そうした夢に耽っている暇もございませんでした。このささやかな作品が悪意に解されたということも耳にいたしませんでしたし、むしろ王国の内でもとりわけ名望ある尊き方々から好意をもって受け入れられたように聞きおよんでおります。貌下もよく御存知の大法官オリヴィエ殿⁹の御証言を例にとりましたらさしあたりは十分でございます。大法官殿は、貌下のお手元に届けられましたものと同様の書物をド・モレル殿より

6. Etienne Boucher. サン・ブノア修道会に属するサン・フェルム大修道院の院長。後にカトリーヌ・ド・メディシスへの奉仕の報いとしてカンペール司教となる。

7. アンリ二世。この手紙の日付すなわち7月末日は、同月10日のこの王の死がまだ生々しく記憶されている時期である。

8. 『哀惜詩集』を指す。タイトルは次の通りである。*Les Regrets et autres oeuvres poétiques de Joach. du Bellay, Ang.* フェデリック・モレルにより1558年に刊行されたこの詩集は駐ローマ・フランス大使ダヴァンソンに献上されている。デュ・ベレー枢機卿の政敵のひとりである。詩人はこの点について何も触れていない。

9. François Olivier (1487-1560). 彼は1547年から1551年まで大法官を勤めた。ディアヌ・ド・ポアティエの浪費について諫言したため一時不興を被る。ギュイズ公の支持者としてアンボワーズ事件では新教徒に対し苛烈な処置を取った。『哀惜詩集』のソネ154はこの人物をスキープオーに譬え、宮廷を去った勇気を讃えている。

受け取られ、ただ口頭でお褒めくださったばかりでなく、ド・モレル殿宛のラテン語の書簡¹⁰においても身に余るお褒めのお言葉をお書きくださったのです。この書簡の抜粋は私のラテン語作品集の巻頭に載りますのでいづれこれはお手元に届くと存じます。でも私としてはこれをそのままここに同封したかったのです。一字一句のこらず私の記憶に刻まれておりますこの手紙を。これをお読みになれば、はたして名望ある方々が、私を貶めんとして私の本を貌下の御許に送りつけた輩のように悪くそれを解したかどうか御判断いただけるでしょう。私は誰がこのように慈悲深い仕打ちをしてくれたのか実際存じませんし、誰に対してであれ陰でこそこそと非難するような真似はしたくありません。ただ、そのようなことをした人は、マルティアーリスが書簡の中でこう言っているのを見落としたにちがいありません。「我等ノ単純ナル冗談カラ、悪シキ意アル説明者ハ遠ザカレ」¹¹と。また同じ箇所にも、「他人ノ書物ニツキサカシラナルハ最悪ナリ」¹²ともあります。さて例の大層な弾劾を見ましても、私が個々にお答えできるような「イカナル確実ナモシクハ決定的ナ告発モ」¹³認められませんので、私としましてはただ漠然と、この書物の始めから終わりまで、公然とであれ暗黙にであれ貌下のご名誉にかかわるようなことを私が書いている箇所はひとつもないと申し上げるにとどめておきます。それどころか、もしもだれかが貌下のご名誉を傷つけんとはかった場合には、私の当然の義務としてご弁護申し上げている箇所がいくつもございます。特に、ここに同封い

10. 大法官オリヴィエのラテン語の書簡からの抜粋を次に掲げる。「たとえ署名無かりしとて、一語だに作者の僣ばれざるは無く、余人の手になる二千の文に混じりてあらんとも余の目を欺くあたわず。……詩人デュ・ベレーは貴殿の出立の後三たび四たびと読み返すほどに、いよいよ余の心に適う者となれり。書かれしことの内にわが知らざるは無く、すなわちその真意を汲み取り得ぬ仄めかしはひとつとて無し。ギリシアに、あるいはラテンに、彼を越えたる者のあるやいなや、我は知らず。ただひとり、彼を越えたりとは言わぬも、多彩なる学識と磨きぬかれたる識別力とにおいて彼と並ぶ人を知るのみ……」

11. Martialis, *Epigrammata*, lib. I, Episturae ad lectorem.

12. Idem.

13. ラテン語。

たしますソネ¹⁴においてははっきりと貌下に言及しておりまして、隠喩にも寓喩にも依ってはおりません。私が貌下のご名誉を傷つけんとしたと言われるのは実にかくのごときものなのです。ご名誉を傷つけるどころか(さようなことは私にとりましては悪意などという生易しいものではなく、むしろ親殺しとも瀆聖ともいうべきものですから)、その反対に、必要とあらばご弁護申し上げることこそ私の望むところでございます。たとえそのために私の名誉を、生命および地上で神から与えられている一切のものと共に、危険にさらすことになりましても。どうやら私が貌下に対して不平を鳴らしているように貌下に申し上げている者が(私の判断するところでは)おりますようで、それについてお答えいたしますが、私が不平をこぼすのは貌下のことではなく、この身の不運とまた人々の忘恩(聾者モ悪罵スルコト許サレテアラバ)¹⁵についてなのです。この者たちが貌下からあれほどにも富と名誉を与えられながら、感謝することあまりに少ないというのは誰の目にも明らかなことですし、貌下ご自身がじかにご覧になった通りです。また私のソネのどれかで私が洩らしております不満は、否応なく貌下に関わりを持つはずであると解釈したがる者がおりましたなら(自分を真に忠実な臣下と信じている人々はともすると他の人々より不平を抱きがちであったり怒りに駆られがちであったりするものですが)、確かに私

-
14. これは『哀惜詩集』中、唯一枢機卿に触れているソネ 49 である。しかもはっきりと名指してはいない。

もしも私の仕えるお方がさまざまな場所で、
 四十年もの間忠実に職務を果たし、
 最上の宝、最善の持ち物を何一つ惜しまずに
 最も労苦に値するお仕事に注いだというのに、
 憎むべき外国人の妬み深い奸計が
 忌まわしい敵意をこのお方に向けてくるならば、

 無にも等しいこの私に苦しむことが許されようか。

同じ海にあって、
 わが愛する主君が今にも沈もうとするのを見れば、
 同じ運命に生きることはむしろ私には好ましい。

15. ラテン語。

は、血筋の上からも仕事上からも私ほど貌下の御身近にお仕えしているわけではない多くの人々が、貌下から過分の富や栄誉をいただくのを見て、口惜しく思いもしこの思いをつい人にもらしたこともあるのは否定いたしません。けれども、当時からずっと励んでまいりました忠誠、また命ある限りこれからも励み続けます忠誠の長さからしましても、そのような私の不満にはいささかも悪意はないものと十分御理解いただけましょう。そこでもしも私のような者にかかる義人に例えることが許されますなら、このことについてはヨブの例を持ち出してもよろしいかと存じます。この人物は逆境にある時自らの潔白と苦痛の大いさとをあげつらい、かかる苦しみに会ういわれはないとして神と言い争い、一見すると（聖書の真意を悟らぬ者が見ると）、彼の近親者¹⁶でさえ非難しているように、あたかも神を冒瀆しているかのごとく思われます。にもかかわらず神はヨブの言い分を是とし、親しい者たち¹⁷の言い分を非とされたのです。ですから、私の逆境の場合も、たしかに私の方で示してきたと信じている好意からすれば当然相手からの全面的な援助と慰めを期待こそすれ、よもやひどい仕打ちを受けようとは思ひもかけぬ人々から、そのような仕打ちを受けることのないよう、神はみ心にかけてまうのです。

異端審問の件につきましては、まさにこれが私への脅しの眼目なのですが、貌下、私は貌下のご厚情を再び取り戻せるものと確信しておりますので、かかる忌まわしき脅しはいささかも恐れてはおりません。これまであまりにも無知でありましたために、我等の信仰はいかにあるべきかの肝要な点がよくわかっておりません。ただ、神のみ名と教会に背くようなことを（書くのはおろか）頭に浮かべるくらいなら、むしろこの命をすぐに絶ちたまえと神に祈るばかりでございます。

16. 原文は parents. 「ヨブ記」でヨブを批判するのは三人の友となっている。

17. ここでは詩人は cousins（従兄弟、また従兄弟、親友など）という語を用いている。詩人自身の立場は、枢機卿の信用と寵をめぐって、cousins（日本でいう従兄弟には該当しないが、面倒を避けるため今後従兄弟と訳すことにする）であるパリ司教ユスタッシュおよびその兄ジャック・デュ・ベレーと対立している。彼らは枢機卿の「甥」と称しているが、これも厳密な意味でいうものではない。

幾つかの箇所でカラーファー族¹⁸に言及いたしましたのは、あの者たちが貌下に対し常々行ってきた非道な仕打ちの故でございました。時として私は感情を抑えかね、紙の上に怒りを吐き出さずにはおられませんでした。その他のことはすべて取るに足りぬささいな問題にすぎません。よほど阿諛追従になじんだ人でもない限り、そのような事柄に目くじら立てる者は(私の思いますには)ひとりもいないでしょう。もったいなくも貌下がご書状の中で私のものとしてくださっている数々の美点につきましては、むしろわが主君にしてわが師であられる方のものところそ存じます。そのようなお方と(ダビデも言うように)裁きの場で争いたくはございません。ただあえて申し上げますが、「デモクリトスハ正気ノ詩人タチヲヘリコーン山ヨリ追放セリ」¹⁹とはいうものの、私をよく知る者、親しく行き来している者はそのようには評しておりません(とありますが)ので、貌下もどうかお考えくださいませよう、わが暮らしにもわが振る舞いにも鉄鎖に値するものがあるなどとは。

貌下に対して私が犯したとされる大罪とは、貌下、このようなものでございます。その他の点につきましては、ご書状に対してではなく、かつて私が言葉でも行為でも傷つけたことがないのに、私への中傷をお耳に入れた人々に対して答えておきました内容からなにとぞよろしくご賢察くださいますよう。これは名誉の弁護と同様に正当な弁明として答えたものでございます。神がこの人々を許したまわんことを。と申しますのは、唯一私の望んでおります復讐は、私に対しては神がこの迫害に耐える力を与えたまい、あの人々に対しては神が彼らのなした不正を気付かせたもうこと、

18. les Caraffes. 教皇パウルス四世の一族。ジョアシャンは『哀惜詩集』のソネ110からソネ116にかけて彼らを攻撃している。スペインを憎むパウルス四世はカール五世との戦いを望み、デュ・ベレー枢機卿はフランスの和平論者の側に立ってローマで外交交渉を行っていた。1556年2月にはフランスはスペインとの間でヴォセールの休戦条約を締結した。しかしこれに不満な教皇は甥のカルロ・カラーファをフランスに送り交渉させた。その結果が1557年始めのギュイーズ公のイタリア南下となった。

19. ホラティウスからひいている。「天賦の才はみじめな技巧に勝ると信じたデモクリトスは正気の詩人たちをヘリコーン山から締め出した。」(Horatius, *Epistulae ad Piso*, v. 295-197)

ただそれだけだからでございます。さしあたりましては、貌下、この手紙が貌下に対する、また全ての人々に対するわが身の潔白の証言となりましょうし、これまでもまたこれからもこの世にある限り捧げます貌下への忠誠の証言ともなりましょう。

貌下の上に神の恵みあらんことを云々。パリにて、1559年7月末日

(2) 1559年8月末日¹

拝啓

先にさしあげました弁明の手紙がもうお手元に届いたことと存じますので、同じことを繰り返すのはさし控えさせていただきます。ただ一言だけ申し上げたいのは、このことにつきましてもまた別のことにいたしましても、もし万一私の良心にいささかでも咎めることがございますなら、私の刑の執行人としてなにも余人を待つまでもなく、この私自身がまず手を下すであろうということでございます。こうした濡れ衣による悲劇は私が最初というわけではなく、私の場合は幸いにも貌下が晴らしていただきましたが、ほかにもまだ「イカナル運命ニヤ」、ひたすら貌下の御命令によってのみ貌下の御用にたずさわり一切を顧みずまたそこにいかなる別の目的をも置くことのなかった人々が、皆、私と同じ危険にさらされたのでございます。この身に受けた傷が別人の手によるものでありましたなら、はるかに容易にこれを耐え忍ぶことができたでしょう。と申しますのは、まず始めに威嚇があり、その後すぐに実行に移されたこれらの事柄は、私が情愛を寄せる人々によるものであることが明らかだからでございます。彼らのしたことの善悪の判断は彼らの良心と貌下にお任せいたします。これに値するだけのことを私が彼らに対してしたかどうか、貌下はこの世の何人よりもよく御存知だからでございます。ただこのことは隠さず申し上げますが、私がどのように申し開きをいたしましても、また貌下が御書状によりどのように御証言くださいますしても、彼らの頭からそうした考えを払いのけることはできませんでした。おそらくそうした仕打ちによってある人々は私に善行をほどこしているつもりであろうかと思われれます。あるいは逆に、私に不正を働いたと感じていて、まさにその理由から（よくあることですが）私を憎んでいるものかとも思われれます。もし先にのべたような理由であるなら、そしてこのことを彼らは仕方なくしたのだと言うつもりであるなら、これ以上私を苦しめて何の益もありますまい。どうか信じてく

1. 自筆。日付あり。

ださいますよう、貌下、私はそれを怨みに思うほど卑しい心根の持ち主ではございません（私の名誉にこれほど深くかかわる問題でかのテアティーノ会修道士²の真似をいたすつもりはございませんので）。また貌下への尊敬の念からするのでない限り私の受けましたこの不正な仕打ちをどなたか³のお耳に入れるつもりはないこともお信じてくださいますよう。そうしたところで、それをした者には何の利益もないのですから。私の方はできる限り耐え忍んでまいるつもりでございます。そして、人は外的なものを失ったからといって不幸になるのではなく、なにかの悪行によってのみ不幸になるのだと、ストア派の人々と共に考えるようにいたしましょう。ありがたいことに、その点では私の良心はいささかも恥じるものではございません。貌下の上に神が全き健康と幸多く末長き生を恵みたまわんことを。パリにて、1559年8月末日

いと低き従順なるしもべ

J. デュベレー

（裏面に） 貌下に

-
2. パウルス四世を指す。教皇はスペインと戦わせるべくギュイズ公のイタリア遠征を要請しておきながら、スペイン軍がローマに迫ると恐怖に駆られ、到着したフランス軍に約束した協力を与えようとはしなかった。
 3. この人物はマルグリットであるとノラックは推定している。

(3) 1559年9月1日¹

拝啓

先の手紙をさしあげた後で、デュ・ベレー殿²から便りがございました。ここに同封いたします。またパリ殿³に宛てた私の返書も添えておきます。これは、デュ・ベレー殿が手紙で書いてよこした脅しを日頃の習慣通り実行するのではないかと思われたからでございます。何とぞ私のこの返書をお読みいただきたく、それ以外のことは何も申しあげるつもりはございません。このたび貌下のノートル・ダム教会参事会⁴に一つ空席が生じ、これを財務係ボーヴェー殿⁵はサヴーズ殿のご子息に与えられました。パリ殿の御不在中は私が代わってするよう貌下のおとりはからいになった職務を私に遂行させまいとするこのような不正は行うべきでなく、故聖歌隊長モ

1. 自筆。日付あり。
2. これがパリ司教の兄ジャック (Jacques du Bellay) であることは、この人物の手紙が枢機卿の受け取った手紙群の中に混じって存在するところからノラックが結論を下しているが、またこの人の手紙にうかがわれる性格からしても、ここに述べられているような行動とマッチする人物である。(「関係者の手紙」参照)
3. パリ司教ユスタッシュ (Eustache du Bellay)。デュ・ベレー枢機卿の「甥」(実の甥ではなくブルターニュ風の表現で、この意味では詩人もまた枢機卿の甥と言える)で、1550年にパリ司教職を枢機卿から譲られた。しかし枢機卿についての注にも述べたように、人事など重要な問題の決定権は枢機卿が握っており、司教は枢機卿の代理人的な立場にあった。一方ジョアシャンも枢機卿の利益の監視人として人事に介入する権利と義務を主張しており、パリ司教側との間に紛争が生じるのは当然の成り行きである。穿った見方をするなら、枢機卿はそれを見越した上で二人の親族を互いに対立させることでおのが利益の確保を図ったとも考えられるのである。
4. 参事会については本稿「序」を参照されたい。
5. この人物はボーヴェー (パリ北方の司教区) のサン・サンフォリアン大修道院・院長のニコラ・ド・トゥー (Nicolas de Thou) で、パリ司教代理であることが司教の手紙〔「関係者の手紙」(2)〕に見える。司教代理は司教の不在中代わりを勤める者で、この場合枢機卿またはその意を受けた司教が任命したと思われるが、当然ジョアシャンとの間で微妙な職掌上の問題が生じることになる。

ロー殿⁶に対して払われたのと同じ敬意を私に対しても払うべきであると、私はボーヴェー殿に申し入れたのですが、彼の方ではパリ殿のご要望によるものであると言うばかりで、それ以外の理由はあげておりません。私が貌下への忠誠心からでなくしてかかる配慮を要求するほど野心的な人間であるなどとは、貌下、お考えくださらぬようお願い申し上げます。忠誠という点では私は何人にも譲るものではございません。それにもまして苦痛なのは、貌下が私にお与えになった職務を、解任のご沙汰もなくまた貌下からの直接のご命令もないのに、私から取り上げようとする企みでございます。己の手柄を言いたてるつもりはございませんが、ご記憶をたどっていただけますなら、私がこの任務に着きましてからわずか一年半たらずのうちに三千リーヴル以上の収益金をお手元にお届けいたしましたことをご理解いただけると存じます。それも教皇特使を向こうにまわしての奔走でございました。この特使がどれほど私を苦しめたかは貌下もお聞きおよびの通りです。他の人ならはるかにうまくやれたであろうとは私も喜んで認めましょう。けれども他の人なら私ほど忠実に任務を果たしはしなかったろうとの確信を私は持っております。神が貌下に全き健康と幸多く末長き生を恵みたまわんことを。パリにて、1559年9月1日

いと低き従順なるしもべ

J. デュ・ベレー

御報告をおろそかにしてはと存じまして申し添えます。ガランディウス殿⁷は病重く、また亡くなられてすでに五、六日もたつのに死亡の事実を隠

6. ノラックはこの聖歌隊長モロー (Moreau) について次のように注記している。1552年のパリ大司教館記録文書の記載によれば、彼はデュ・ベレー枢機卿の総代理としてラブレールからパリ司教区のムードン司祭職などの辞表を受理した人物である。この人を例に挙げているところからして、ジョアシャンもまたこの人と同様デュ・ベレー枢機卿の総代理のような立場にあったと考えられる、と。

7. Pierre Galland. 王立教授団のメンバーで、ピエール・ド・ラ・ラメー (ペトルス・ラムス) との論争で知られた人物。1559年9月6日死去。この手紙の日付1日にはまだ存命であったわけだが、20日の司教の手紙はまだその時点でも死亡を確認していないことを示している。(「関係者の手紙」参照)

しているとの噂もございます。何の目的あつてのことか存じませんが。この人の参事会員職はレガール⁸に該当しておりますが、ロレーヌ枢機卿の秘書ル・ブルトン⁹がそれを手に入れたがっているとの噂もございます。もしそうなら、これはたいへん強力な候補となりましょう。以前ガランディウスの対立候補だった人がガランディウスに対して保有権の確認¹⁰をしてしまったのでない限りは。ル・ブルトンの対立候補にはニケ¹¹をたてられてはいかがかと存じます。国王代訟官長ブールダン¹²はノートル・ダム教会参事会員職を求めて例の無い大掛かりな運動を行っております。すなわち彼は王妃陛下¹³のお言葉と御書状を以て私の方にサン・フェルム殿¹⁴の参事会員職を要求して参りました。また最近では同じく王妃陛下の御書状を以てサヴーズ殿の分も求めてきましたが、こちらは私の授与した職禄ではなく財務官ボーヴェー殿のなされたものでございます。上記代訟官長は力づくでこれを手に入れようとしており、貌下が彼の口をお封じにならない限りこの執念を捨てさせる手立ては無いように思われます。彼はただただ国王陛下の御意向であると申し立てるばかりですから。貌下の特別の御命令が無い限り、上記聖職禄をどうすることもできないのは、私が彼に口を酸っぱくして説いた通りなのですが。

(裏面に) 貌下に

-
8. Régale. フランス固有の教会法でレガールと呼ばれる国王の特権の一つとして、司教職が空位の間は国王が司教の権限に属する聖職禄任命権を保有することになっていた。ノラックは、ガランディウスがレガールの対象である参事会員職を手に入れたが、対立候補との間で決着が着いていなかったとすれば、この係争により、レガールが完全に発効しなかったことになり、この職の任命権は依然として枢機卿にではなく国王にあることになると注記している。
 9. モレル宛の手紙(4)の注参照。
 10. passer maintenu. これは事実上すでに権利を持っている人に対し決定的にそれを承認することである。
 11. Niquet または Nicayt. パリ司教の手紙にもこの名が見える。
 12. Gilles Bourdin. ロレーヌ枢機卿一族の庇護を受けていた。
 13. この時期の王妃はフランソワ二世の妃メアリー・ステュアートであるが、カトリーヌである可能性もある。メアリー・ステュアートはすでに注記したようにギュイズ公およびロレーヌ枢機卿の姪にあたる。
 14. 前出のエティエンヌ・ブーシェ。

(4) 1559年10月7日¹

拝啓

今朝パリ殿の押印係²から貌下の十一月分の経常収入として千二百エキュの為替手形を送って参り、貌下にお渡しするようにとのことでしたので、ただちに実行し、手紙を添えて手形を貌下の銀行家ディダト³の許に送りました。ディダトは私の請求通り私の領収書と引き換えに上記千二百エキュの内の大部分を支払ってくれました。彼がこのようにするのはこれが初めてではなく、また今後も状況によってはその用意があるとのことですので、これに対しなにがしかの謝礼をお与えになってはいかがかと存じます。その御用意のあることを、貌下は一年ほど前に私の代筆による御書状で彼に対してお約束なさいました。ところがその後いささかも実行されておられませんので、何とぞパリ殿にあらためてお申しつけくださいますよう。ディダトほどの働きの無い他の者にも常々貌下がお与えになる程度のわずかな額でもこの者は満足いたしましょう。先の手紙でお知らせいたしましたように、ムードン枢機卿貌下の甥殿⁴の御不慮により空位となった参事会員職は、貌下の御命令により故サヴーズ殿のご子息のものとなりました。かねて貌下にはエランなる高等法院評定官に対し総額千エキュの債務があり、貌下は年額二百リーヴルの租税収入をこれに充当しておられました。貌下の徴税官コンブラーユは上記千エキュを支払いましたので、これにより上記収入と借用書は相殺となりました。破棄した証書はパリ殿がお戻りになり次第パリ殿にお渡しいたします。これとは別に上記エランは土地移転税の二百エキュを貌下に借りておりますが、支払い期限を今月の二十五日まで延ばしていただきたいと申し入れて参りました。それまでこの

1. 自筆。日付あり。

2. scelleur.

3. パリに住むイタリア人銀行家。

4. 司教の手紙にも言及があり、そこではパルデューという名も見える。前の手紙で詩人は、自分をさしおいて司教代理ボーヴェー殿(N. ド・トゥー)が授与してしまったと不満を表明している。

負債は清算されまいと存じます。上記のほか二つの参事会員職の件および宮廷の方面からの執拗な要求につきましてはすでに御報告申し上げた通りでございます。何とぞよろしく御配慮くださいますよう。また、私がこの件において何程かのお役に立ちますかどうかご覧くださいますよう。このほか貌下に関わる一切の問題につきましては何事によらず専心努力いたす所存でございます。この私が命ある限りそのような者であることはやがてご覧いただけると存じます。神が貌下に全き健康と幸多く末長き生を恵みたまわんことを。パリにて、1559年10月7日

貌下のいと低き従順なるしもべ

J. デュ・ベレー

イヴリ殿⁵が今朝私を訪ねてこられ、お話を伺いましたが、この殿が所有しておられるサン・セルジュ大修道院の契約書の件で貌下に書状を送られたとのこと。この大修道院をこの殿から奪わんとする者がおり、ぜひとも貌下にお助けいただきたいとの旨認められたそうでございます。さらに詳しいお話も伺いましたが、上記修道院の契約書の写しを手に入れられるよう貌下が取り計らってくださるなら、それをお渡しくださる方へのお礼として五百エキュを支払ってもかまわないとのこと。また年収額がこれと見合う程度の領地への移封を勧められればそれも考えるとのこと。ございました。貌下、私は何ひとつ遺漏のないよう御報告申し上げておりますが、これもひとえに貌下が私に何をお命じくださるべきかをお考えになっていただくためでございます。

(裏面に) 貌下に

5. 有名な建築家フィリベール・ド・ロルム (Philibert de Lorme) である。彼はイヴリ大修道院、サン・テロア・レ・ノアイヨン大修道院の院長職のほか、前年(1558年)にはアンジェーのサン・セルジュ大修道院の院長職を得ていた。また彼を宮廷に推挙したのはデュ・ベレー枢機卿である。彼がサン・セルジュ大修道院を得たことについて、詩人ロンサールが「石工風情に聖職禄が与えられる」ことを非難する一編の風刺詩を書いたと、『ロンサールの生涯』の中でビネが語っている。

関係者の手紙

(1) 1559年8月28日¹〈ジャック・デュ・ベレー²よりジョアシャン・デュ・ベレーへ〉

拝啓

今朝私はパリ殿の押印係から手紙を受け取りました。これはパリ殿にお見せしたくないと私は思いました。いやしくも彼の年令にあって、あれこれ人から命令されたのでは、到底耐えられぬ侮辱となろうことはわかりきっているからです。このような仕打ちを枢機卿貌下以外の誰から受けようとパリ殿には耐えられないことでしょう。上記押印係の知らせによれば、まず枢機卿貌下が任命され続いてパリ殿が任命された司教代理の方々を、貴殿は解任すると言っておられたとか。貴殿にそのようなことができるはずはないと私は確信しております。もしも実行されるおつもりでいるなら、かならずや枢機卿貌下は貴殿にわからせてくださるでしょう、パリ殿に対して貴殿がそのような企てにおよぶべきでない。もしもそうした事態になるようなら、まことに遺憾ながら、そして貴殿にとっても遺憾なことであろうと確信しておりますが、いずれアルプスを越えねばならぬ折に枢機卿貌下にそのことを申し上げねばなりません。かかる侮辱をパリ殿がお忍びになることは貌下がお望みにならぬと存じます。変わらぬ御厚情をお願い申し上げますと共に神が貴殿に健康を恵みたもうようお祈りいたします。ロノア³にて、8月28日

貴殿のよき従兄弟にして友人なる

J. デュ・ベレー

(裏面に) パリなる従兄弟、リレ殿に

-
1. 自筆。日付あり。
 2. Jacques du Bellay. トゥアルセ男爵, アンジュー総督。パリ司教ユスタッシュの兄弟でデュ・ベレー枢機卿の「甥」。彼の息子ルネは叔父ユスタッシュの遺産相続人に指定されていた。
 3. 原文は Lonoye。

(2) 1559年9月20日¹〈パリ司教よりデュ・ベレー枢機卿へ〉

拝啓

先月十日付および十四日付の御書状を二通同時に拝受いたしました。私はすでにパリを發ち、グラティニー、ティロンおよびモンティニー²に向かつておりましたために、今日まで貌下の指輪をお送りすることができませんでした。この指輪の代価四千エキュを私は辞退いたしました。商人たちも同じ意向かどうかは存じませんが、御書状はただちにグー殿に送っておきました。この人物は貌下の御許でお仕えしたいとの希望を持っているように見受けましたが、もしも実際にそうするつもりでいるなら、指輪はこの殿にことづけてお送りいたします。そうでない場合は確かなつてを求めてお送りいたすでしょう。御書状は確かにリムージュ殿³の許に行っております。と申しますのは、幸いにも彼の後から出掛けることになっていた人々がまだパリにいたからでございます。グラティニーで結婚式を挙げられた貌下の姪御殿を私は新居となるこの家にお連れいたしました。もしも貌下がこの地に御来光あそばされ、新居に落ち着かれた姪御殿をご覧になるという栄誉を姪御殿および我等にお与えくださることが神のみ心と貌下のみ心に叶いますなら、さぞや貌下も姪御殿に御満足あそばすことと確信いたしております。私と兄はモンティニーに参りまして、三日間そこに滞在いたしました。その間にブーティニーの奥方⁴と話をいたしました。この人はモンティニーの全領地の半分と、後得財産および分離された婚資を

1. 自筆。日付あり。

2. Gragny, Tiron, Montigny. いずれもシャトル司教区のル・ペルシュ(1525年に王国に統合された伯爵領)にある。グラティニーの城は枢機卿の長兄、故ランジェー領主ギヨームの生まれた所である。

3. Sébastien de l'Audespines. スペイン王フェリーペ二世の許でフランス大使を勤めた人物で、1582年に死んだ。

4. Marie du Bellay, princesse d'Yvetot et dame de Langey. マルタン・デュ・ベレーの娘で枢機卿の実の姪。司教の甥ルネ(ジャックの息子)と結婚した。父親のマルタンは半年余り前の1559年3月9日に亡くなっている。

5. dame de Boutigny.

要求しております。これは貌下の故兄君⁶が故レオナルド・ド・フーリー殿の後家、バルブ・ドゥアルティからお買いになり所有されておられたものです。故兄君は始終この城を占有しておられまして、ブーティニーの奥方がそこに入り込もうとやっきになって努めても、これを拒んでこられました。兄君の御逝去の後も応援の人員を派遣いたしまして、同じようにこの奥方をおしとどめるべく努めてまいりましたが、これはひどく出費が嵩み、狂気の沙汰となりかねません。そこで、貌下、諸々の問題をまとめて討議いたしました結果、次のように意見の一致を見たのでございます。すなわち、城はこのまま貌下のお手に残し、これに後得資産および金銭収入の半分を加えることとする。相手方は残りの半分を取り、代理人を通じてこれを受け取るものとする。城全体および婚資その他が誰に帰属するかについての論議（奥方はその半分の要求していますので）は、パリでの談合に持ち越されることになりました。奥方は後見人と共に復活祭にはパリに上ってくるそうで、できれば裁判に持ち込まずに示談で決着をつけようとの意向です。さしあたり以上が、貌下、兄と私のなした最善の努力でございませう。私の見込みでは、私の知っておりますこの奥方の性格からしまして、うまくいけば司法裁判権も城主支配権もふくめた当城の一切が貌下のお手元に残り、奥方にはどこかの土地を与えることで、これは簡単なことですから、一件落着となるのではないかと考えております。そうすればこの立派な土地を割いて与えずに済みましょう。この件につき貌下の御命令を仰ぎたく、委細もらさず御報告いたす所存でございませう。私が少々パリを離れることがございませうと、貌下、何とぞあしからず御理解くださいますよう。ひとつにはパリの悪い空気のせいであり、またひとつには別の用も多々あるからでございませう。パリにおりましたなら、おそらく私は川の臭気のために病に倒れてしまうこととございませう。

サン・モール⁷におきましては絶えず来客がございませう。貌下の参事会

6. マルタン・デュ・ベレー。枢機卿の兄弟、マリー（上記）の父。兄ギヨームを継いでランジェー領主となっていた。

7. le château de St-Maur-des-Fossez. ド・ロルム（前出）の設計に基づき建築中であった城で、枢機卿がまだパリ司教およびサン・モール教会参事会長老の任にあった当時に着工を命じたもの。後1563年にカトリーヌ・ド・メディシスがユスタッシュから譲り受けて工事を続行させた。

員のひとりでパルデューと申す者が死亡いたしました⁸。ムードン枢機卿の甥にあたる人です。貌下の参事会員で司教代理を勤めるトゥー殿⁹はこの職をサヴーズ殿の子息に授与いたしました。ガランディウス¹⁰が死亡したかどうかはまだ私は存じておりませんが、この分は貌下の御命令によりニケ殿¹¹の手に渡ることになりましょう。そのほかまた空位が生じましたら、誰に授与すべきか御命令くださいますよう。パリからの手紙によれば、国王代訟官長¹²は、上記聖職禄のうちの最初の方を彼のものにとの王妃殿下の御書状を手に行っているようでございます。すでにこれをある人物が貌下にお知らせしたかどうか私にはわかりません。またこの人物が、空位の生じた場合にこれをだれかに授与することが貌下のみ心に叶うかどうか私にはわかりません。病床にある者、またかなりの老齢に達している者が何人か居ります。ティロンに参りました時には私の旅程を全面的に手直しいたしました。そうする必要がございましたので。ボルドーでは、そこに行く必要が生じましたらその折に貌下の業務一切¹³をしかるべく進捗させました上で落着させる所存でおります。今後空位となりうる貌下の教会の参事会員に対しては、国王弁護士デュ・メニール¹⁴、あるいはサン・テ¹⁵が控えております。後者はこの職を切実に求めているとの旨、この者の姻戚でありまたこの者の財政担当者でもある高等法院評定官が申しております。またル・マンのモンフォール司教代理職が一年前から空位となっております。これとパリの参事会員職とは、上記サン・テの望みを叶えるかっこう

8. ジョアシャンの枢機卿宛の手紙参照。

9. 同上。

10. 同上。

11. 同上。

12. Bourdin. 同上。

13. ボルドー大司教の職は枢機卿がフランソア・ド・モニーに譲ったのであるが、この人の死後再び枢機卿の手に戻っていた。

14. Jean-Baptiste du Mesnil. 1556年より高等法院国王弁護士。

15. le seigneur de Saint-Ay. 枢機卿の長兄ギヨームの葬儀(1543年)に参列した人々の中にこの人物も居た(ラブレール『パンタグリユエル』、第四の書、第二十七章)。ノラックはこのサン・テ領主がOrson Lorensという名の人物であると推定している。

の職禄でございましょう。

貌下, 変わらぬ御厚情をお願い申し上げるとともに, 神が貌下にいと長く幸多き健やかな生を恵みたまわんことをお祈りいたします。ジズー¹⁶にて, 1559年9月20日

いと低き従順なる甥にして永遠のしもべ

ユスタッシュ・デュ・ベレー

16. Giseux. アンジュー地方にあるデュ・ベレー家の領地。ここ一族の墓地にユスタッシュは埋葬された。

(3) 1559年9月29日¹〈パリ司教よりジョアシャン・デュ・ベレーへ〉

拝啓

8月末日および今月16日付のお手紙拝受いたしました。始めの手紙に書かれているデュ・ベレー貌下のお怒り²については——仮にお怒りというのが貴殿の勝手な命名でないとしての話ですが——私はそれにお答えするつもりはありません。もしそれが貴殿の得になると思われるなら、貌下にお書きになればよろしい。貌下は誰より貴殿にお答えできるお方ですから。同じ御手紙の二番目の項目について私からさしあげる答は、この私がすでに髪に霜を置く年令にあるということだけです。私よりも年下のしかも私の身分や責任の何たるかも心得ぬ者から何かを教えてもらおうとは思いませんし、そのような者の意見に従うつもりもありません。私に指図できる一切の権力をお持ちになっておられるお方がお命じになったのであれば私も従いましょうが、そのお方以外の誰にも従うつもりはありません。もう一通の方、今月16日付のお手紙には、貴殿が枢機卿貌下の御書状を私の押印係にお渡しになったことが書かれており、その次に、空位となっている参事会員職およびまもなく空位となる見込みのそれについて書かれておりますが、私の方は、貴殿がすでに見切りをつけた立場、すなわち権柄づくで我意を通すのではなく友情からお互いを喜ばせようとする立場に立っております³。ですからお申し越しの空位が見込まれる職については、

1. 自筆。日付あり。

2. 9月1日付けの詩人の枢機卿宛の手紙およびジャックの詩人宛の手紙参照。問題になっているのは司教がパリを離れている間にパルデュエの後の参事会員職を司教代理トゥー(ボーヴェー殿)がサヴーズの息子に授与した件で、詩人は無視されたとして枢機卿に訴えたのであるが、一方で司教に対しても手紙で怒りをぶつけたものと思われる。この点についてはさらに、後の12月23日付けの司教の手紙参照。

3. このあたり、司教側からの歩みよりも取れる文面であるのは注目に値する。司教の甥と枢機卿の姪との結婚で司教側が詩人に大きく水をあけたとしても、また詩人の病の問題があるにしても、枢機卿は必ずしも司教が詩人を無視することは喜ばなかったのであろうか。枢機卿にしてみれば、二人の親族が互いを牽制しあっている方が、自己の利益を確実にする上で好都合である。

私がパリに戻りましてから、貴殿にも私にも納得のゆくよう互いに協力して処理することにいたしましょう。できるだけ早い時期にそうできるよう、わたしの用を速やかに片付けるべく日々努力しております。変わらぬ御厚情をお願い申し上げますとともに、神が貴殿に恙なく幸多き長生を恵みたまうようお祈りいたします。プレシにて、1559年9月29日。

永遠に貴殿の喜びを願う従兄弟にして友人なる

パリ司教ユスタッシュ・デュ・ベレー

(裏面に) パリなる従兄弟リレ殿に

(4) 1559年11月10日¹〈パリ司教よりデュ・ベレー枢機卿へ〉

拝啓

私は先月23日付で書状をさしあげ、同時に貌下の二カ月分の経常収入すなわち十二月分および一月分をお送りいたしました。また同じ便で貌下の二個の指輪、エメラルドとルビーをお送りしておきました。もうすでにお手元に届いているものと存じます。そしてこのことにより銀行家ディダトにかならずや感謝されておられることでしょうか。また、貌下、私はパリの教会に生じました三つの空位参事会員職²についてもお知らせしておきました。すなわち一つがサヴーズ殿に授与されたこと、いま一つについてはニケ殿以外に適当な人物は見当たりませんが、一方これはレガル受益者の手に渡りそうな形勢にあるということです。と申しますのも、これはガランディウスのものであった聖職録で、まだレガルが解除されていないからでございます。これを見てリレ殿は国王弁護士デュ・メニール殿に授与したいとの意見をお持ちでございました。デュ・メニール殿ならこれを死守されまじょうし、こうしておけばリレ殿も聖歌隊長職³の件では全く安心していられるわけですから。今一つは現在確かな者の手³に預けてありますので、先月16日の手紙でこれを求めてきたニケ殿にせよ、同じくこれを求めているリレ殿⁴にせよ、いつなりと渡すことができる状態にあります。この両者のいずれからも私が怨みを買うことにならぬよう、貌下、何

1. 自筆。日付あり。

2. 問題となる空位参事会員職は次の三つである。

一、パルデューのもの。サヴーズの息子に授与された。

二、ガランディウスのもの。レガルの対象。対立候補ル・ブルトン。枢機卿側の候補として詩人はニケを勧めた。

三、聖歌隊長モローのものか。はっきりした言及はないが、この手紙の後の方に、詩人自身が望んでいる地位とあり、すぐ前の「聖歌隊長の件では云々」という表現と結びつく。

3. すなわち臨時聖職禄保有者の手に。

4. ここからすると、詩人はまだ参事会員の地位を得ていなかったということになる。

とぞ御指示を仰ぎたく存じます。貌下の御命令あるまで、この職職禄は私がこれを委ねた者の手にいつまでも残ることになりましょう。謹んで変わらぬ御厚情をお願い申し上げます。神が貌下に恙なく幸多き長生を恵みたまわんことを。ジズーなる御尊宅にて、1559年11月10日。

貌下の従順なる甥にして永遠のしもべなる

ユスタッシュ・デュ・ベレー

(裏面に) 貌下に

(5) 1559年12月23日¹〈ジャック・デュ・ベレーよりデュ・ベレー枢機卿へ〉

拝啓

貌下よりパリ殿に賜りましたお身内への変ることなき御情愛の俣ばれるお手紙を拝読いたしまして、目下のところ我等の敵に向けられている寵遇のゆえに苦悩を味わっている者たちに貌下が御憐れみをかけたもうことを知り、誠にありがたいことと存じております。たとえ神が私を見捨てたまい、その結果この私が人々に侮辱を加えるような仕儀となりましようとも、貌下こそは私をお忘れにならぬお方と確信いたしております。しかし私は、神の御加護によりこれまで一度も人に害をなしたこともなく、神と私自身の義とを信じて心安んじていられるのでございます。ですから、貌下のお望み通りもしも御帰国あそばすことが神のみ心でありましたなら、今頃は私の病ものこりなく癒えて、貌下にお仕えするという私の当然の義務を果たしておりますし、いずこなりと姪御殿²のお住まいとして貌下のみ心に叶う家に貌下をお迎えする榮譽に与かることもできましたでしょう。姪御殿のことを申しあげるなら、このお方がおいでになるただそれだけで私の苦痛は解消してしまうということを、ぜひとも申し上げずにはおられません。

ブーティニーの奥方は、モンティニーの領地分配の問題に決着をつけようと急いでおります。すなわち、後得財産と亡きドゥアルティの奥方の婚資は別として、城および金銭収入の半分は、慣例通り奥方のものであると。いかが取り計らえば貌下のみ心に適いましょうか、なにとぞお申しつけくださいますよう。地上のいかなる富に代えましても貌下のみ心に背くようなことはいたすまいと存じますので。これ以上長々と書いてはご迷惑でございましょう。貌下におかれましては重大なご用務のためどれほど御多忙でいられるかよく承知いたしております。神が貌下に幸多く末長き生を恵

1. 自筆。日付あり。

2. マリー・デュ・ベレー (前出)。

みたまわんことを。ラ・フーイエにて、12月23日。

貌下の従順なる甥そしてしもべなる

J. デュ・ベレー

(裏面に) ローマなるデュ・ベレー枢機卿に

(6) 1559年12月28日¹〈パリ司教よりデュ・ベレー枢機卿に〉

拝啓

聖ルカの日²付けの御書状に従い、ル・マン殿³に手紙を認めまして貌下の御命令をお伝えいたしました。すなわちサン・テの件はル・マン殿に処理していただくようにとの御趣旨でございます。うまく解決するよう願っております。ル・マン殿の御返書はまだでございますが、それが届きましたら早急に貌下にお送りいたします。それまでは私としてはサン・テ殿にお話しすることができません。この人を満足させるものとして、貌下のル・マン司教区に、私の聞き及びましたところでは四、五百リーヴルの価値のある司教代理職がございます。加えてまた、貌下、パリの教会に例の三番目の参事会員職を貌下はお持ちになっておられます。ただしこれをリレ殿かニケ殿にお与えになるおつもりがなければでございますが。この件でどちらの怨みも買わぬよう、私は貌下の御命令をお待ちいたしております。いよいよとなれば、第一の空位参事会員職をこの人にお与えになればさぞかし喜ばれることとございましょう。いずれにいたしましても、念のため彼の意向を知っておきたいと存じますが、それはル・マン殿のお返事を受け取った上で何とかすることができましょう。

貌下、リレ殿のこととございますが、この人のせいで私が貌下の御不興をこうむったと考えるのも、決して根拠の無いことではございません。この人のなされたことからそれは明らかでございます。何卒、貌下、かかる不当な仕打ちをしようとする者に対して、私が愛想よくふるまうことができなくても、私をお咎めになりませんよう。よもやかかる仕打ちに私が値するとは予想もいたしませんでした。それだからといって私が彼に復讐するつもりでいるとは、彼にしても申せませぬ。また、貌下が御用をお申しつけになるためにお選びになった人々（たとえば財務係トゥー殿な

1. 自筆。日付あり。

2. 10月18日。

3. Charles d'Angennes. 1559年10月ル・マン司教に任じられた。

ど)に仕事をさせたからとて、何も貌下の御用を私のしもべに任せてすませた⁴などということにはなりません。私自身でできますことは誰の手も借りずにいたしております。ぜひとも貌下に申しあげねばならぬのは、私がパリを発ちます前に彼はすでに現在の如く完全な聾となっていた⁵ということでございます。回復の見込みも全くございません。彼ト語ルニ筆談ヲモッテセザルベカラズ⁶。目下の情勢では宗教上の問題に目も耳もよく利く者が必要ですが、現在の彼の状態ではこれを満たすことは不可能です。貌下が彼にお与えになった二千リーヴルの聖職禄⁷につきましては、彼に対するこの御厚遇に私は反対するつもりは毛頭なく、それどころかもしも私にそれだけの影響力があるならこれをさらに押し進めたく思うほどでございます。貌下が彼にお与えになったボルドー近郊のバルドネー⁸小修道院の件では、私がサント・クロア殿⁹にどれほど手紙を書いて奔走したか、彼自身はその証人となるはずです。彼が得たものについてお聞きくださるおつもりがおありでしたら、いつなりとお命じください。ありのままをお知らせ申し上げます。

ヴィルヌーヴの奥方についてでございますが、この方が何を不満となさっておられるのか私にはわかりません。私がどれほどこの方への礼をつくしてきたか、またこれからも生涯そのつもりでおりますが、この方の御子息も御息女もよく承知しておられます。故ランジェー閣下¹⁰がこの奥方

-
4. 恐らくこれは詩人が司教を非難するのに用いた表現であろう。11月10日付けの司教の手紙にある詩人の二通の手紙のうちの後の方ではないかと思われる。「すでに髪に霜を置く」年令の者に対して仕事のやり方を批判するとも言える内容だからである。
 5. 司教のこの表現が誇張でないとすれば、詩人の病状は悲惨である。
 6. ラテン語。
 7. これで見ると、詩人はかなり裕福であったと思われる。
 8. Valdenay. ノラックは Verdelaix のことではないかと注記している。
 9. Auger Hunaut de Lanta. ボルドーのサント・クロア大修道院・院長(1553年から1565年まで)。
 10. この年の3月に死んだマルタン・デュ・ベレーを列す。その遺児マリーはこの手紙の筆者ユスタッシュの甥ルネと結婚しており、パリ司教ユスタッシュは後見人としてマルタンの遺産の管理をひきうけていたと考えられる。

にお与えになったものは今後もそのままお持ちになっていただきますし、私としましてもできる限りのことをいたすつもりでおります。

貌下、お手元に指輪が届いてもう久しいことと存じます。二月分として両替料・送料共支払い済で二千エキュの為替手形をお送りいたします。

慎んで変わらぬ御厚情をお願い申し上げます。神が貌下に恙なく幸多き長生を恵みたまわんことを。メーヌ州ラ・フォーエにて、1559年12月28日。

貌下の従順なる甥にして永遠のしもべ

ユスタッシュ・デュ・ベレー